

○国立大学法人筑波技術大学学長室規程

令和元年5月22日  
規程 第30号

最終改正 令和4年3月28日規程第25号

(設置)

第1条 国立大学法人筑波技術大学に、学長室を置く。

(目的)

第2条 学長室は、学長の諮問に応じて、戦略的な大学経営に関わる重要事項に関して、統括的な観点から企画し、総合調整及び推進を図るとともに、学内の合意形成を円滑に進めることを目的とする。

(組織)

第3条 学長室に室員を置き、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 特命学長特別補佐

(2) 学長が指名する特命学長補佐

(3) その他学長が指名する者

2 学長室に室長を置き、室員のうちから学長が指名する。

3 室長は、学長室の業務を総括する。

4 学長室に副室長を置き、室員のうちから室長が指名する。

5 副室長は、室長を補佐し、室長に事故があるときは、その職務を代行する。(任期)

第4条 室員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期の終期は、室員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

3 欠員を生じた場合の補欠の室員の任期は、前任者の残任期間とする。

(業務)

第5条 学長室は、次に掲げる業務を行う。

(1) 学長が諮問する重点事項の企画、調整及び推進に関すること。

(2) 円滑な合意形成のために必要な事項に関すること。

(3) その他業務を達成するために必要な事項に関すること。

(学長室会議)

第6条 学長室に、学長室会議（以下「会議」という）を置く。

2 会議は、前条の業務を遂行するため、必要な事項について協議する。

3 会議は、室員をもって組織する。

4 会議に議長を置き、室長をもって充てる。ただし、室長に事故があるときは、副室長がその職務を代行する。

5 議長は、必要に応じて室員以外の者に出席を求めることができる。

(事務)

第7条 学長室の事務は、大学戦略課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、学長室の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。